

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定について

近年、労働災害による休業 4 日以上¹の死傷者数のうち、60 歳以上の労働者の占める割合が増加傾向にあり、また、労働者千人当たりの労働災害件数（千人率）をみると、男女ともに最小となる 25～29 歳と比べ、65～69 歳では男性で 2.0 倍、女性で 4.9 倍と相対的に高くなっている。

こうした中、令和元年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」においては「サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する」ことが盛り込まれた。

このような状況を踏まえ、高年齢労働者の労働災害防止を目的として、「人生 100 年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催し、就業状況、労働災害発生状況、健康・体力の状況に関する調査分析を実施するとともに、事業者及び労働者に求められる事項や国、関係団体等による支援について検討を行った。

令和 2 年 1 月 17 日に公表された有識者会議の報告書を踏まえ、今般新たに、**別添**のとおり「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（通称：エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、事業者及び労働者に求められる事項等を取りまとめた。

については、関係事業者に対し、様々な機会を通じて広く本ガイドラインの周知徹底を図るとともに、各事業場において、法令で義務付けられている措置を講ずるほか、高年齢労働者の雇用状況や業務内容等の実情に応じて多様な取組が促進されるよう労働災害防止団体等の関係機関・団体とも連携しながら周知指導を図られたい。また、**別途通知**するところにより各種支援制度の活用についても周知を図られたい。

なお、関係団体に対し別紙のとおり要請したので了知されたい。